

愛知県医療健康保険組合の傷病手当金・出産手当金の日額の計算方法について

健康保険法の改正により、平成28年4月1日から傷病手当金・出産手当金の計算方法が変更となりました。

(法第99条第2項)(法第102条第2項)

愛知県医療健康保険組合の設立により、移管された事業所にお勤めの被保険者の方に係る傷病手当金等の日額の計算方法は、下記のとおりとなります。

なお、この計算方法は6月1日以降の請求分より適用となります。

平成28年6月1日から平成29年3月31日までの請求分について

支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の
30分の1に相当する額の3分の2に相当する額

平成29年4月1日から同年5月31日までの請求分について

次に掲げる額のうち、いずれか少ない額の3分の2の額

支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の
30分の1に相当する額

支給を始める日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した
額の30分の1に相当する額

平成29年6月1日以降の請求分について

支給開始日以前に愛知県医療健保で12か月の標準報酬月額がある場合

支給開始月以前の12か月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額

支給開始日以前の愛知県医療健保の加入期間が12か月に満たない場合

次に掲げる額のうち、いずれか少ない額の3分の2の額

支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の
30分の1に相当する額

支給を始める日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均
した額の30分の1に相当する額

出産手当金の支給についても、傷病手当金の支給に係る規定を準用するものとします。

出産手当金と傷病手当金の調整（法第103）

出産手当金を支給する場合は、その期間、傷病手当金を支給しないことになっていますが、平成28年4月から、出産手当金の額が傷病手当金の額よりも少ないときは、その差額を支給することになります。

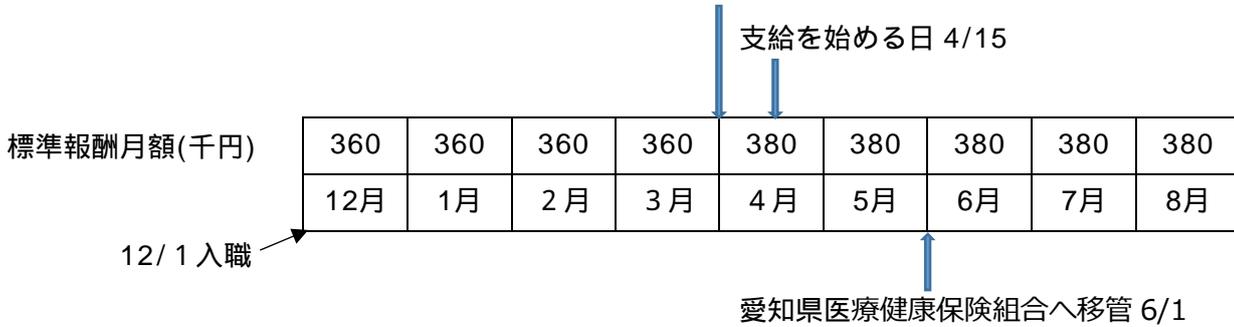
計算例>

例) 受給(請求)期間「平成28年4月15日～6月14日まで」の場合の計算方法

平成27年12月1日取得 取得時標準報酬月額360千円 4月月変により標準報酬月額380千円

協会けんぽ愛知支部前年度標準報酬月額 280千円⑦

H28.4 傷病手当金・出産手当金の計算方法の変更



H28.5 までの給付日額	(1)標準報酬月額の平均額 = 360千円×4ヶ月+380千円×1か月÷5か月 = 364千円 (2) (1)と 280千円のどちらか低い方の標準報酬月額 = 280千円 (3) (2)×1/30 = 9,333.33 9,330 (10円未満四捨五入) (4)給付日額 = (3)×2/3 = 6,220円 (1円未満四捨五入)
H28.6 からの給付日額	(1)標準報酬月額の平均額 = 380千円×1か月 = 380千円 (2) (1)×1/30 = 12,666.66 12,670 (10円未満四捨五入) 給付日額 = (2)×2/3 = 8,446.66 8,447円 (1円未満四捨五入)

ポイント

「支給を始める日」は、それぞれの保険者において実際に支給を始める日となります。

保険者ごとに決まるため、保険者が変わった場合は傷病手当金の額を再度算定することになります。

支給を始める日	傷病手当金日額が固定される基準日 (第99条第2項)
支給を始めた日	法定期間(1年6月)の起算日 (第99条第4項)

傷病手当金の額は、支給を始める日において固定されることとなります。そのためその後に標準報酬月額の変動があっても日額の変更はありません。(但し、平均の算定に用いた標準報酬月額を遡及して修正する必要がある場合は、傷病手当金の額についても修正されます。)